

憲ノ壓迫ヲ刺激サレ莫ク國法ニテ此ノ不合理ナル  
経済組織ヲ改定セサルカラス云々

友愛会大阪聯合会長

木村 鏡 吉

労働争議ノ際シテ人余ハ官憲ノ最モ公平ナル處  
望ヲ望ムモノナリ過當 西尾、東ノ西氏ハ全情罷  
業ヲ云為レテ治外法權長遠及ニ向ハレツアリ而シ  
テ既ニ住友 罷業 職工ノ戸別 訪問ヲ行ヒ  
出勤ヲ強要シツアリ然カモ是ノ争ニ并シテハ官憲ハ  
何等ノ取締ヲ出シザル而モナラズ官憲ノ之ヲ擁護ス  
ツアリ 諸君 活眼シテ官憲ノ態度ヲ監視セヨ  
余ハ其ノ裏面ニ何物カ無キヤク疑フモノナリ云々

特秘 第七一三一號

大正拾年六月二十九日

大阪府知事

池松 時和

内務大臣 床次竹二郎 殿

警視總監 京都 兵庫 神奈川  
愛媛 福岡 佐賀 長崎 鹿児島  
愛知 廣島 静岡 栃木 巖手  
宮城 北海道 各廳府縣長官 殿  
大阪地方裁判所 換事 正 殿

住友電線及製鋼兩工場労働争議  
ニ関スル件 (第二十報)

職工側ノ状況

一 電線製造所 硬 派

二 午前七時七八拾名、者罷工團本部ニ集合シ出勤簿ニ捺印セル